

総合評価落札方式（工事）令和6年7月1日の改正概要

（1）総合評価落札方式の取扱い【変更あり】

① 適用範囲

緊急的な工事着手が必要な工事^(※1)等を除き、原則として次に定める建設工事に係る請負契約を締結する場合に適用する。

- 一般競争入札（制限付きを含む）により発注する工事
- 指名競争入札により発注しようとする1千万円以上の工事で、総合評価落札方式によることが望ましい工事^(※2)

(※1) 「緊急的な工事着手が必要な工事」とは、次の場合等とする。

- 災害復旧工事等緊急に着手することを要する場合
- 工期に余裕がなく、総合評価落札方式で実施した場合には事業の完成に支障をきたす場合

(※2) 「望ましい工事」とは、次の場合等とする。

- くじ引きが予想される工事
- より品質の高い施工を行う企業を選定する必要がある工事
- 地域の守り手の確保・担い手の育成にふさわしい工事

② 型式選定の目安

イ) [地域貢献担い手確保型] (試行)

企業の地域貢献度・精通度及び担い手育成・確保の取組を主に評価するもの。

- ・ 概ね1.2億円未満の工事でくじ引きが予想される工事
- ・ 概ね1.2億円未満の工事で地域の守り手の確保・担い手の育成にふさわしい工事

ロ) [技術者実績型]

技術者の能力を特に重視して評価するもの。

- ・ 概ね1.2億円未満の工事でくじ引きが予想される工事
- ・ 概ね1.2億円未満の工事で、技術者の能力を特に求める工事に優先的に適用

ハ) [施工計画確認型]

実績等の評価に加え、発注者が示す仕様に基づき、現場の特性等を理解して確実に施工を行う能力を簡易な施工計画で確認・評価するもの。

- ・ 概ね3億円未満の工事で、同種工事の実績を有するなど、より品質の高い施工を行う企業を選定する必要がある場合は施工計画確認型を優先的に適用
- ・ 概ね3億円以上の工事で、技術的工夫の余地が小さい工事

ニ) [技術評価型]

実績等の評価に加え、特定の課題を設定して発注者が示す仕様（標準案）より優れた施工方法に係る技術提案を評価するもの。

- ・ 技術的工夫の余地が大きい工事
- ・ 概ね3億円以上の工事は、技術評価型を優先的に適用

※ 型式の選定に当たっては、技術的工夫の余地の大小、施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項等を考慮して決定する。

		地域貢献 担い手確保型	技術者 実績型	施工計画 確認型	技術評価型
大 介 適用 金額 ↓ 小	3.0億円			○	○
	1.2億円			○	○
	7,000万円	○	○	○	○
	1,000万円	○	○	○	○

小 ← 技術的工夫の余地 ⇒ 大

○ : 優先適用 ○ : 適用可

(2) 評価項目と配点【型式の新設あり】

評価項目		地域貢献 担い手確保型	技術者 実績型	施工計画 確認型	技術評価型
企業の技術力	同種工事の実績	—	—	0.5	0.5
	工事成績	1.0	1.0	5.0	5.0
	優良工事表彰等	—	—	0.5	0.5
	登録基幹技能者の活用	—	—	0.5	0.5
配置予定技術者の能力	技術者の能力	—	1.0	0.5	0.5
	同種工事の実績	—	—	0.5	0.5
	優秀技術者表彰等	—	1.0	0.5	0.5
	継続教育(CPD)の取組状況	—	1.0	0.5	0.5
	工事成績	—	3.0	—	—
地域貢献度・精通度	Made in 新潟新技術の活用	—	—	0.5	0.5
	災害時における活動実績等	1.0	0.5	1.0	1.0
	維持管理実績	2.0	1.0	2.0	1.0
	実働拠点	2.0	1.0	2.0	2.0
	地域調達	1.0	0.5	2.0	2.0
担い手育成・確保	若手技術者の配置	1.0	—	0.5	0.5
	WLBの推進	1.0	—	0.5	0.5
	ICT活用工事の取組(※)	0.5	—	0.5	0.5
	ICT活用工事の実績	0.5	—	0.5	0.5
簡易な施工計画	—	—	8.0	—	
技術提案	—	—	—	16.0	
計		10.0	10.0	26.0	33.0

(※) 評価項目「ICT活用工事の取組」は、ICT活用工事（受注者希望型）で発注する場合に評価対象とする。

(3) 主な改正内容

① 「地域貢献担い手確保型」の新設（試行）

現在の建設産業は、激甚化・頻発化する自然災害に対する「守り手」としての役割も求められている一方、担い手不足への対応という大きな課題を抱えている。特に地域の建設企業は、自然災害発生時の応急復旧等をはじめ地域住民の安全・安心な生活を支える不可欠な企業である。こうした地域の「守り手」となる担い手の育成を図るため、新たな型式「地域貢献担い手確保型」を新設（試行）する。

○ 型式適用の目安

- ・ 概ね1.2億円未満の工事でくじ引きが予想される工事
- ・ 概ね1.2億円未満の工事で地域の守り手の確保・担い手の育成にふさわしい工事

○ 評価項目・配点及び設定理由

- ・ **企業の技術力：1.0点**
→ 企業の技術力を過去の工事成績により評価する
- ・ **地域貢献度・精通度：6.0点**
→ 地域の守り手確保の観点から、当該地域や施設に対する貢献度・精通度を重視して評価する。
- ・ **担い手育成・確保：3.0点**
→ 担い手育成の観点から、若手技術者の育成、就業環境の整備（WLB）、生産性向上（ICT活用）に対する企業の取組を評価する。

評価項目		地域貢献 担い手確保型	技術者 実績型	施工計画 確認型	技術評価型
企業の技術力	同種工事の実績	—	—	0.5	0.5
	工事成績	1.0	1.0	5.0	5.0
	優良工事表彰等	—	—	0.5	0.5
	登録基幹技能者の活用	—	—	0.5	0.5
配置予定技術者の能力	技術者の能力	—	1.0	0.5	0.5
	同種工事の実績	—	—	0.5	0.5
	優秀技術者表彰等	—	1.0	0.5	0.5
	継続教育(CPD)の取組状況	—	1.0	0.5	0.5
	工事成績	—	3.0	—	—
地域貢献度・精通度	Made in 新潟新技術の活用	—	—	0.5	0.5
	災害時における活動実績等	1.0	0.5	1.0	1.0
	維持管理実績	2.0	1.0	2.0	1.0
	実働拠点	2.0	1.0	2.0	2.0
	地域調達	1.0	0.5	2.0	2.0
担い手育成・確保	若手技術者の配置	1.0	—	0.5	0.5
	WLBの推進	1.0	—	0.5	0.5
	ICT活用工事の取組（※）	0.5	—	0.5	0.5
	ICT活用工事の実績	0.5	—	0.5	0.5
簡易な施工計画	—	—	8.0	—	
技術提案	—	—	—	16.0	
計		10.0	10.0	26.0	33.0

② 「Made in 新潟新技術の活用」評価基準の変更

評価項目「Made in 新潟新技術の活用」は、当制度に登録された新技術（以下、「登録技術」という。）の活用による地域貢献度・精進度を評価するものである。これまで、登録技術の活用の有無で評価していたが、提出された技術・提案資料では、特定の登録技術に集中している状況にある。

登録技術は173技術（令和6年1月末時点）あり、また、定期的（半期毎）に新たな技術が登録されている。評価項目の趣旨を踏まえ、こうした幅広い登録技術の活用を促すため、評価基準を活用の有無から、活用する技術数に応じた配点に改める。

【改正前】

Made in 新潟新技術の活用（【必須】施工計画確認型、技術評価型）

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
Made in 新潟新技術の活用	「Made in 新潟 新技術普及制度」登録技術の活用の有無	活用あり （活用の目的が当該工事に合致し、現場条件に適合する）	0.50	／ 0.50
		上記以外	0.00	

【改正後】

Made in 新潟新技術の活用（【必須】施工計画確認型、技術評価型）

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
Made in 新潟新技術の活用	「Made in 新潟 新技術普及制度」登録技術の活用の有無	2技術※の活用あり ※申請技術のうち、活用の目的が当該工事に合致し、現場条件に適合するもの	0.50	／ 0.50
		1技術※の活用あり ※申請技術のうち、活用の目的が当該工事に合致し、現場条件に適合するもの	0.25	
		上記以外	0.00	